

第 8 編

計画の推進と進行管理

第1章 計画の推進

第1節 関係機関等の役割分担

第2節 計画の推進と連携体制

第2章 計画の進行管理

第1節 PDCAサイクルの推進

第2節 計画の実績評価

第1章 計画の推進

第1節 関係機関等の役割分担

計画の推進に当たっては、県は、着実に自らの役割を果たすことは言うまでもありませんが、県のみならず、県民、医療関係者、行政（市町村・国）、保険者等が目指すべき方向に即したそれぞれの役割を認識し、役割に応じた連携を保ちながら責任を果たしていくことが重要です。

● 県

基本理念に掲げた「県民の医療に対する安心と信頼の確保」「良質な医療が適切に提供される医療提供体制の確立」のため、関係機関と密接な連携を図り、その協力の下に、計画に掲げている施策を積極的に推進していきます。

医療提供体制整備の推進や、保険者協議会を通じて保険者等の取組を推進するほか、平成30（2018）年度からは国民健康保険の財政運営の責任の主体として医療費適正化を推進します。

● 市町村

住民に最も身近な行政主体として、住民のニーズを的確に把握して、地域の実情に応じた初期救急医療や災害時医療救護活動などの医療提供体制の整備や、医療と連携した保健、福祉サービスの提供、住民への情報提供や啓発など、地域医療体制の維持・充実のために主体的な取組が期待されます。

● 医療の担い手・関係団体

関係者との協議及び緊密な連携の下、地域にふさわしい医療提供体制の構築に向け、病床機能の分化及び連携について自主的な取組を進め、それぞれの有する機能に応じた医療提供を展開していくことが必要です。また、県民が求める安全・安心な医療を提供するために、医療安全体制の整備など医療を提供する環境作りに努めるとともに、患者との信頼関係の構築に努め、患者の視点に立った医療の提供が求められます。

● 県民

生涯を通じていきいきとした生活を送るために、健康的な生活習慣の下、日頃から特定健康診査等を積極的に受診するなどして、自ら健康管理に努めることが求められます。また、地域医療の現状を理解し、かかりつけ医等を持つなど、医療機能の分担と連携体制の構築による地域医療体制をともに支えることが期待されます。

● 保険者等

加入者の資格管理や保険料の徴収等、医療保険を運営する主体としての役割に加え、保健事業等を通じた加入者の健康管理や医療の質及び効率性向上のための医療提供体制側への働きかけを行う等、保険者機能の強化を図ることが期待されます。

● 国

医療費適正化の取組に当たっては、医療保険と介護保険の制度全般を所管する国がその役割と責任を果たすことが前提であり、国は、県及び保険者等による医療費適正化の取組が円滑かつ効率的に実施されるように必要な支援を行うとともに、国民に健康保持の推進及び医療の効率的な推進を図る観点から、各種の施策を推進することが必要です。

第2節 計画の推進と連携体制

県では、地域医療の充実強化を図るため、医療法の規定に基づく「宮城県医療審議会」を設置しています。また、包括的な地域医療体制の整備を図るため、「地域医療協議会」及び各地区の「地域医療対策委員会」（仙台市においては「地域医療対策協議会」）が設置されています。これまでも、これらの機関等との密接な協調と連携により計画を推進していますが、今後ともこれらの機関等を中心として本計画を推進します。

本計画は、県政運営の基本的な指針である「宮城の将来ビジョン」を基軸とし、各保健福祉分野の個別計画と相互に連携・協調を図りながら推進します。

第2章 計画の進行管理

第1節 PDCAサイクルの推進

本計画では、国の「医療計画作成指針」における5疾病・5事業及び在宅医療はもとより、医療提供体制も含めた現状について課題を抽出し、その解決に向け、数値目標を掲げています。

これらの数値目標は、県民がいつでもどこでも安心して良質な医療を受けられるために定めた目標値であり、目標を達成するため、様々な施策を立案・実施するための指標としています。

施策の進捗状況や目標値の達成状況について評価を行い、目標値の再設定や施策の見直しを行うため、「PDCAサイクル」を推進していきます。

第2節 計画の実績評価

● 計画の実績報告

本計画の効果的な実施を推進するためには、前節の「PDCAサイクル」による適切な計画の実績評価と進行管理が重要です。

進行管理に当たっては、各疾病・事業ごとの協議会等で毎年進捗状況等の確認を行うとともに、その結果を宮城県医療審議会に報告します。各地域に関連する事項については、各地区の「地域医療対策委員会」（仙台市においては「地域医療対策協議会」）においても適宜報告していきます。

これらを通じ、施策の継続的な推進が図られるよう努めるとともに、必要に応じて計画の見直しや変更を行いながら、適切な進行管理に努めていきます。

● 医療法に基づく中間見直し（「居宅等医療等事項」等）

居宅等医療等事項等については、策定3年目の2020年度に調査、分析及び評価を行うこととし、必要があるときは、医療計画を変更することとします。

● 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく実績評価等

医療費適正化の推進については、年度ごとの進捗状況把握及び計画最終年度の暫定評価を行うとともに、計画の終了年度の翌年度である2024年度に、目標の達成状況及び施策の実施状況の調査及び分析を行い、当該計画の実績に関する評価を行うこととします。

